

令和2年5月7日
豊島区子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

保育園の臨時休園の期間について

平素より本区の保育事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、令和2年4月10日（金）からの臨時休園におきましては、多くの保護者の皆様にご自宅での保育にご協力をいただき心よりお礼申し上げます。

さて今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が延長されたことを受け、本区における保育園の臨時休園の期間を下記のとおりといたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎ、収束の方向へ向けた対応がより求められるなか、このたびの臨時休園の延長は、区として大切な子どもたちを、そして区民の皆様を新型コロナウイルス感染症から守るための重要な措置と考えております。

保護者の皆様には引き続きご負担をお掛けすることになりますが、この難局を乗り越え、一日も早く保育園が、本来の子どもたちが楽しく過ごせる場所になるよう、何卒、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わる状況は刻々と変わっております。今後も状況等に変化がございましたら、随時、お知らせしてまいります。

記

1. 臨時休園の期間

令和2年5月30日（土）まで

※令和2年4月10日（金）から臨時休園としており、4月28日付の区からのお知らせでは、令和2年5月9日（土）までの臨時休園は確定、以降も臨時休園を継続の方向とお伝えしていました。

2. 応急保育の実施

臨時休園の期間中は、引き続き代替措置として応急保育を実施します。

5月入園で面接健康診断が終了している方は、5月7日より応急保育を利用できます。

これまでと同様、原則、世帯全員が医療従事者、警察、消防その他社会の機能を維持するために就業が必要な職種等ですが、個別の事情により保育が必要な場合もありますので、各保育園にご相談ください。

○実施場所

原則として園児が在籍する保育園で実施します。ただし、在籍保育園において応急保育の実施が困難な場合は、区立保育園にて対応いたします。

○保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で、必要な時間を保育いたします。

なお、応急保育を利用する園児がいない日などは、これまでと同様、保育園を閉じさせていただきます。

○給食提供

現在、給食提供は実施せず、お弁当を持参いただいております。基本的な対応は変更ありません。

○利用手続き

現在利用している方は、申込書や勤務先の証明書を改めて提出する必要はありません。

新たに応急保育が必要となる場合は、各保育園又は保育課入園グループへご連絡ください（必要書類をご用意いただきます）。

4. 保育料について

臨時休園（応急保育）の期間中は、保育料は掛かりません。

5. その他

- (1) 臨時休園の期間延長に伴い、お子様及び保護者の皆様が自宅で過ごす期間も長くなってまいります。ご家庭での子育てについて不安や心配事などがありましたら、遠慮なく保育園へご相談ください。
- (2) 各保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めていますが、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、当該保育園での応急保育は休止し、休園することとなります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する保育園の対応については、区ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- ・ 区立保育園について … 公立運営グループ 03-3981-2028
- ・ 私立保育園、認証保育所について … 私立保育所グループ 03-3981-1823
- ・ 地域型保育事業、千早みゆき保育園について … 地域型保育事業グループ 03-3981-1961
- ・ 保育料について … 入園グループ 03-3981-2140
- ・ 応急保育申込み … 各保育施設（在籍している施設が休園している場合は入園グループへお問い合わせください）